

IV 教職員の緊急動員計画（基準）及び非常体制時の業務等

（県立学校の場合）

1 緊急動員計画（基準）

（1）地震の場合

① 県内で震度5強以上の地震が発生した場合

	勤務時間内		勤務時間外
	（校内）	（出張中）	
管理職	直ちに配備につく	直ちに所属校に帰校し配備につく	直ちに所属校に出勤し配備につく
教職員	直ちに配備につく	直ちに所属校に帰校し配備につく	でき得る限り早期に出勤し配備につく

② 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合

	勤務時間内		勤務時間外
	（校内）	（出張中）	
管理職	直ちに配備につく	直ちに所属校に帰校し配備につく	直ちに所属校に出勤し配備につく
教職員	直ちに配備につく	直ちに所属校に帰校し配備につく	校長の指示に従う※

（2）風水害等の場合

県内全域に風水害、その他異常な自然現象若しくは人為的原因による災害が発生又は予想されるときで、教育長が必要と認めた場合

	勤務時間内		勤務時間外
	（校内）	（出張中）	
管理職	直ちに配備につく	直ちに所属校に帰校し配備につく	直ちに所属校に出勤し配備につく
教職員	直ちに配備につく	校長の指示に従う※	校長の指示に従う※

※校長が指示するにあたり、災害の規模、地域の実態、実施すべき業務（次頁「2 非常体制時に行う業務」を参照）に必要な人員等を総合的に勘案し、初動体制要員等に連絡する。

【留意事項】

- ・ 比較的短時間で参集できる教職員を、初動体制を確立するための要員としてあらかじめ定めておく。
- ・ 参集にあたっては、自分自身及び家族の安全の確保、交通機関の状況、道路の冠水・損壊、橋梁の流失・損壊、堤防の決壊などに注意する。

- ・参集にあたっては、3日分程度の飲料水、食料、懐中電灯、携帯ラジオ、着替え、雨具、季節に応じた防寒着などを携帯する。

2 非常体制時に行う業務

- | | |
|------------------|-----------------|
| ① 児童生徒の安全確保 | ② 災害に係る情報収集 |
| ③ 人的被害や物的被害の確認 | ④ 教育委員会等への被害の報告 |
| ⑤ 被害に対する対応 | ⑥ 教育再開に向けた対応 |
| ⑦ 避難所が開設された場合の対応 | ⑧ その他災害に係る対応 |

3 非常体制の規模縮小や解除

県内に震度5強以上の地震が発生した場合において、地震の規模や被害の状況等を踏まえたうえで、学校に人的・物的被害がないことが確認され、災害対応の必要がない場合や、被害はあったものの必要な対応が完了した場合は、校長の判断で、非常体制の規模縮小や解除ができることとする（ただし、教育委員会からの指示がある場合を除く）。

なお、解除する場合は、電話、FAX、メールのいずれかにより教育委員会へ報告を行うこととする（規模縮小の場合は連絡不要）。